(証券コード 8515)
平成27年６月１日

株　主　各　位

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
アイフル株式会社
代表取締役社長　福　田　吉　孝

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネット等によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成27年６月22日（月曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月23日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
　当会社　本社３階ホール
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
　報告事項１　第38期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２　第38期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　定款一部変更の件
　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
　第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月22日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

後記（60頁）のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧のうえ、平成27年６月22日（月曜日）午後６時までにご行使ください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（アドレス　http://www.ir-aiful.com/japanese/shareholder05.cfm）において掲載することによりお知らせいたします。

添付書類

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

1.　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の積極的な経済政策や円安などを背景に、企業収益や雇用環境の改善傾向が続いたものの、個人消費の持ち直しは鈍く先行きは不透明な状況となっております。

消費者金融業界におきましては、大手各社の積極的な広告展開などにより新規成約件数は引き続き好調に推移しており、また、営業貸付金残高においては底打ち感が鮮明になるなど、着実に回復に向かいつつあります。

一方、業界最大の事業リスクである利息返還請求については、ピーク時からは着実に減少しているものの、足元ではほぼ横ばいで推移しており、未だ不透明感が続いております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、平成26年６月10日に事業再生ＡＤＲ手続に基づく対象債務の最終弁済を行い、同年７月10日に事業再生計画期間が終了しており、同日に一部弁済、対象債権の買取および社債との交換を行ったうえで、残存債務については金融支援を継続していただいております。

また、当連結会計年度末におけるローン事業におきましては、新規や既存のお客様への貸付量の増加などにより、営業貸付金残高が９期ぶりに増加に転じ、業界同様に着実に回復しております。

今後におきましては、最大の経営課題である利息返還請求へ対応しつつ、新事業計画における弁済計画を着実に履行してまいります。このほか、引き続きグループ全体での事業効率の向上を図るとともに、優良債権の獲得による債権ポートフォリオの良質化や更なる新規成約件数の増加に努め、トップラインの増加を目指してまいります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

（アイフル株式会社）

〔ローン事業〕

無担保ローンにつきましては、テレビやＷＥＢを中心とした効率的な広告宣伝に加え、無人店舗の積極的な展開により、新規成約件数の増加や債権ポートフォリオの良質化に努めております。

当連結会計年度における当社の無担保ローン新規成約件数は15万３千件（前期比30.9％増）、成約率は45.0％となりました。

その結果、当連結会計年度末における無担保ローンの営業貸付金残高は229,391百万円（前期末比6.2％増）、有担保ローンの営業貸付金残高は29,274百万円（前期末比22.2％減）、事業者ローンの営業貸付金残高は5,890百万円（前期末比17.0％減）、営業貸付金残高は264,557百万円（前期末比1.4％増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金36,759百万円が含まれております。）。

〔信用保証事業〕

信用保証事業につきましては、新たに４先の金融機関との販売開始に加え、既存提携先への新商品の提案

および販売促進支援により、保証残高の拡大に努めております。

その結果、当連結会計年度末における個人向け無担保ローン保証先は82社、支払承諾見返残高は55,728百万円（前期末比27.1%増）となりました。また、事業者向け無担保ローン保証先は96社、支払承諾見返残高は34,394百万円（前期末比6.2%減）となりました。

なお、事業者向け無担保ローンの支払承諾見返残高のうち25,607百万円はビジネクスト株式会社への保証によるものです。

以上の結果、当連結会計年度における当社の営業収益は54,921百万円（前期比7.2%減）となりました。一方、営業費用においては、依然として高位で推移する利息返還請求を踏まえ、利息返還損失引当金63,733百万円の繰入を行ったほか、利息返還に伴う債権放棄に係る貸倒引当金の戻入11,597百万円などを計上したことから、営業損失は44,244百万円（前期は17,865百万円の営業利益）、経常損失は42,500百万円（前期は22,336百万円の経常利益）、当期純損失は41,434百万円（前期は24,045百万円の当期純利益）となりました。

（ライフカード株式会社）

〔包括信用購入あっせん事業〕

包括信用購入あっせん事業につきましては、女性向けカードやＷＥＢ限定デザインカードなど、新たにカードラインナップを拡充しカード入会促進に取り組んだほか、ＷＥＢを中心とした機能拡充、セキュリティ面に配慮したフィッシング対策ソフトの提供など、カード会員の利便性の向上に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における取扱高は558,193百万円（前期比9.3%増）、包括信用購入あっせん事業に係る割賦売掛金残高は82,499百万円（前期末比0.1%増）となりました。

〔カードキャッシング事業〕

カードキャッシング事業における、当連結会計年度末の営業貸付金残高は31,252百万円（前期末比2.8%減）となりました。

〔信用保証事業〕

信用保証事業につきましては、新たに６先の金融機関との販売開始に加え、既存提携先への新商品の提案および販売促進支援により、保証残高の拡大に努めております。

その結果、当連結会計年度末における個人向け無担保ローン保証先は155社、支払承諾見返残高は20,802百万円（前期末比3.3%減）となり、事業者向け無担保ローン保証先は30社、支払承諾見返残高は546百万円（前期末比29.1%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるライフカード株式会社の営業収益は27,301百万円（前期比0.1%減）、営業利益は1,640百万円（前期比17.4%増）、経常利益は4,621百万円（前期比43.5%増）、当期純利益は3,530百万円（前期比45.9%増）となりました。

（その他）

当連結会計年度における報告セグメントに含まれない連結子会社３社（ビジネクスト株式会社、アストライ債権回収株式会社、ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社）の営業収益は4,531百万円（前期比20.3%減）、営業利益は802百万円（前期は91百万円の営業損失）、経常利益は887百万円（前期は経常利益0百万円）、当期純利益は918百万円（前期比66.7%減）となりました。

（業績の概況）

当連結会計年度における当社グループの営業収益は86,352百万円（前期比6.0％減）となりました。その主な内訳といたしましては、営業貸付金利息が43,761百万円（前期比13.5％減）、包括信用購入あっせん収益が13,548百万円（前期比0.9％増）、信用保証収益が11,381百万円（前期比43.2％増）、買取債権回収高が2,136百万円（前期比29.1％減）、償却債権回収額が7,741百万円（前期比19.9％減）となっております。

営業費用につきましては、依然として高位で推移する利息返還請求を踏まえ、利息返還損失引当金63,733百万円の繰入を行ったほか、利息返還に伴う債権放棄に係る貸倒引当金の戻入11,597百万円などを計上したことから、125,914百万円（前期比81.5％増）となっております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの営業損失は39,562百万円（前期は22,498百万円の営業利益）となり、営業外収益に為替差益2,885百万円を計上したものの、経常損失は36,498百万円（前期は24,752百万円の経常利益）、当期純損失は36,499百万円（前期は30,461百万円の当期純利益）となりました。

当社グループは、金融機関からの借入れ、社債発行、営業貸付金債権の流動化などの多様な手法により、短期・長期の資金調達を行ってまいりましたが、平成18年の最高裁判決を契機として増大した利息返還請求による資金負担増や急激な資金調達市場の悪化などを要因として、当社グループがその事業を継続するだけの新たな資金調達が困難な状況に至るおそれがあり、平成22年３月期連結会計年度より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社グループは、今後の事業再生と事業継続に向け強固な収益体質の確立および財務体質の抜本的な改善を図るため、平成21年９月24日、事業再生ＡＤＲ手続の申込を行い、同年12月24日に開催された債権者会議において金融支援を含む事業再生計画が承認され、事業再生ＡＤＲ手続が成立いたしました。

事業再生計画に基づき、平成26年６月10日に対象債務の最終弁済を行い、手続成立後の累計では、110,391百万円を対象債権者に弁済し、同年７月10日をもって事業再生計画期間が終了しております。

また、同年７月10日時点の対象債務161,740百万円につきましては、対象債権者の皆様の同意を得て、債務の一部弁済、対象債権の買取および社債との交換を行ったうえで、残存債務52,700百万円については弁済スケジュールを変更し、金融支援を継続していただいております。

当社グループは、新事業計画に定める具体的な対応策を実施することで、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は2,982百万円であります。その主な内容は、当社における新規出店関連に1,095百万円、営業系システムサーバ更改関連に426百万円、当社およびライフカード株式会社におけるＥＤＡセンター改修工事270百万円であります。

3. 資金調達の状況

当社グループは、利息返還請求による資金負担や、リーマンショック以降の資金調達市場の悪化により、事業を継続するだけの新たな資金調達が困難な状況に陥るおそれがあったため、平成21年９月24日、事業再生ＡＤＲ手続の申込を行い、対象債権者に対して金融支援の要請を行いました。

その後、平成２１年１２月２４日開催の債権者会議において、事業再生計画ならびに金融支援についてご承認いただき、この事業再生計画に沿った事業運営を行っておりましたが、平成26年７月10日をもって事業再生計画期間が終了いたしました。残存債務については、平成26年６月13日開催の債権者会議において、債務の一部を弁済したうえで、金融支援を継続していただくことが決定しております。

当連結会計年度末における短期借入金残高は51,460百万円（前期比4.5％増）、長期借入金残高は121,695百万円（前期比32.3％減）、社債残高は53,800百万円（前期比115.2％増）となり、資金調達残高は前期比10.6％減の226,955百万円となりました。

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、大手各社の積極的な広告展開などにより新規成約件数は引き続き好調に推移しており、また、営業貸付金残高においては底打ち感が鮮明になるなど、着実に回復に向かいつつあります。一方、業界最大の事業リスクである利息返還請求については、ピーク時からは着実に減少しているものの、足もとではほぼ横ばいで推移しており、未だ不透明感が続いております。

このような環境のもと当社グループにおいては、事業再生ＡＤＲ手続において承認された事業再生計画に基づき、当連結会計年度において16,500百万円、手続成立後の累計では、110,391百万円を対象債権者に弁済し、平成26年７月10日をもって事業再生計画期間が終了しております。

また、同年７月10日時点の対象債務161,740百万円につきましては、対象債権者の皆様の同意を得て、債務の一部弁済、対象債権の買取および社債との交換を行ったうえで、残存債務52,700百万円については弁済スケジュールを変更し、金融支援を継続していただいております。

今後におきましては、最大の経営課題である利息返還請求へ対応しつつ、新事業計画における弁済計画を着実に履行してまいります。このほか、引き続きグループ全体での事業効率の向上を図るとともに、優良債権の獲得による債権ポートフォリオの良質化や更なる新規成約件数の増加に努め、トップラインの増加を目指してまいります。

このほか、当社グループは、関連する全ての法令遵守や今後の経営環境の変化に的確に対処すべく、社内規程や内部管理態勢の強化など、更なるコンプライアンス態勢の充実に努めてまいります。

5. 企業集団の財産および損益の状況

区分	第35期 (平成24年３月期)	第36期 (平成25年３月期)	第37期 (平成26年３月期)	第38期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
営業貸付金（百万円）	455,012	390,635	348,010	350,017
顧客口座数（口座）	1,130,329	887,662	817,039	824,342
営業収益（百万円）	114,002	99,619	91,858	86,352
経常利益または経常損失（△）（百万円）	16,831	17,646	24,752	△36,498
当期純利益または当期純損失（△）（百万円）	17,391	22,705	30,461	△36,499
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）（円）	72.49	47.21	63.34	△75.74
潜在株式調整後１株当たり当期純利益（円）	―	47.02	63.00	―
総資産（百万円）	665,184	607,181	577,339	560,323
純資産（百万円）	81,644	105,008	133,541	97,475

（注）1. 営業貸付金には、債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金（第35期は－百万円、第36期は－百万円、第37期は26,860百万円、第38期は62,367百万円）を含めて記載しております。

2. 当社は、平成25年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第36期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、「１株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」を算定しております。

6. 重要な子会社の状況（平成27年３月31日現在）

名　　称	資本金（百万円）	議決権比率（%）	主 要 な 事 業 内 容
ライフカード株式会社	100	100.00	信販事業・信用保証事業
ビジネクスト株式会社	100	100.00	事業者金融事業
アストライ債権回収株式会社	600	100.00	債権管理回収事業
ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社	10	100.00	ベンチャーキャピタル事業

（注）ビジネクスト株式会社の株式は、ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社を通じての間接所有となっております。

7. 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事　業　区　分		主　要　な　事　業　内　容
金融事業	消費者金融事業	一般消費者への小口資金の無担保融資事業
	不動産担保金融事業	不動産を担保とする融資事業
	事業者金融事業	事業を行う個人経営者を中心とする融資事業
	信販事業	包括信用購入あっせん事業
	信用保証事業	金融機関等が実施する融資の信用保証事業
	債権管理回収事業	各種債権の管理・回収事業
その他	ベンチャーキャピタル事業	ベンチャー企業の開拓、投資、育成支援事業

8. 主要な営業所（平成27年３月31日現在）

当　社	本　社	京都市下京区
	東京支社	東京都港区
	コンタクトセンター西日本	滋賀県草津市
ライフカード株式会社	本　社	横浜市青葉区
	東京事務所	東京都港区

9. 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 企業集団の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
1,350名（957名）	19名減（161名増）

（注）1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には、外書きしております臨時従業員957名は含まれておりません。

(2) 当社の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
903名	21名減	39.86歳	14年６ヵ月

（注）従業員数には、出向者および臨時従業員を含んでおりません。

10. 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

(1) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額（百万円）
株式会社青山キャピタル	45,460
シンジケートローンⅡ	35,000
三井住友信託銀行株式会社	33,400
シンジケートローンⅠ	20,000
株式会社あおぞら銀行	7,800

（注）シンジケートローンⅠおよびシンジケートローンⅡは、いずれも三井住友信託銀行株式会社を幹事とするものであります。

(2) 当社の主要な借入先

借入先	借入額（百万円）
シンジケートローンⅡ	35,000
三井住友信託銀行株式会社	33,400
シンジケートローンⅠ	20,000
株式会社あおぞら銀行	7,800
株式会社東京スター銀行	6,875

（注）シンジケートローンⅠおよびシンジケートローンⅡは、いずれも三井住友信託銀行株式会社を幹事とするものであります。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況（平成27年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　普通株式　1,136,280,000株

(2) **発行済株式の総数**　483,506,536株

（うち自己株式　916,722株）

(3) **株主数**　42,863名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社ＡＭＧ	94,814	19.64
福田光秀	62,155	12.88
株式会社丸高	24,543	5.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	17,486	3.62
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	12,459	2.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,629	2.20
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500 HKMPF 10PCT POOL	8,902	1.84
大和証券株式会社	5,684	1.17
松井証券株式会社	4,020	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	3,447	0.71

（注）持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

2. 新株予約権等の状況

(1) **当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）**

該当事項はありません。

(2) **当事業年度中に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	福田吉孝	社長執行役員　リスク管理委員会委員長兼内部監査部担当 ライフカード株式会社　代表取締役会長
代表取締役	佐藤正之	専務執行役員　経営企画本部長兼人事部担当
取締役	涌田暢之	常務執行役員　コンプライアンス委員会委員長兼経理本部長兼コンプライアンス部兼審査部兼情報システム部担当兼総務部管掌
取締役	尾石和光	常務執行役員　営業本部長兼営業本部支配人
取締役	中川次夫	常務執行役員　管理本部長兼管理本部支配人 アストライ債権回収株式会社　代表取締役社長
取締役	森脇敏和	常務執行役員　財務部担当
取締役	福田光秀	常務執行役員 ビジネクスト株式会社　代表取締役社長
常勤監査役	日高正信	アストライ債権回収株式会社　監査役 ライフカード株式会社　監査役
常勤監査役	小林稔	ライフカード株式会社　監査役
監査役	長澤正範	長澤法律事務所　弁護士

（注）1. 監査役のうち、日高正信氏、長澤正範氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役日高正信氏は、国税庁で税務に関する職務に携わった経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査役日高正信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 長澤法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当事業年度末日後に取締役の担当および重要な兼職を次のとおり変更しております。

氏名	担当および重要な兼職の状況	異動年月日
涌田　暢之	常務執行役員　コンプライアンス委員会委員長兼経理本部長兼コンプライアンス部兼情報システム部担当兼総務部兼与信総括部管掌	平成27年４月１日
尾石　和光	常務執行役員　管理本部長兼保証事業１部兼保証事業２部担当兼管理本部支配人 アストライ債権回収株式会社　代表取締役社長	平成27年４月１日

氏　　名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	異動年月日
中川　次夫	常務執行役員　営業本部長兼営業本部支配人	平成27年４月１日
森脇　敏和	常務執行役員	平成27年４月１日

（注）取締役森脇敏和氏は、平成27年４月30日付けで辞任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役の氏名等

退任時の会社における地位	氏　　名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
代表取締役	川北　太一	専務執行役員	平成26年６月27日

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員（ 名 ）	支 給 額（ 百 万 円 ）
取　　締　　役	8	153
監　　査　　役 （う ち 社 外 監 査 役）	3 （2）	34 (23)
合　　計	11	188

（注）1. 定時株主総会の決議（平成19年６月27日）による取締役の報酬限度額は、年額500百万円であります。また、定時株主総会の決議（平成14年６月26日）による監査役の報酬限度額は、年額80百万円であります。
2. 当事業年度末現在の取締役は７名、監査役は３名（うち社外監査役は２名）であります。

(4) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

監査役日高正信氏は当事業年度に開催された全33回の取締役会の全てに、監査役長澤正範氏は全33回の取締役会のうち30回に出席し、両監査役とも必要があると認めたときは意見を述べております。また、両氏は、当事業年度に開催された全11回の監査役会のうち全てに出席し、両監査役とも監査に関する重要事項の協議等を行っております。

②社外監査役が締結している責任限定契約の内容の概要

当社と、監査役長澤正範氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

同氏は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は事業再生ＡＤＲ手続に基づく事業再生計画に従い、グループ再編の実行や拠点の閉鎖・統合、希望退職の募集などコスト構造改革による徹底した経費削減や業務効率化を図り、平成26年7月10日に事業再生計画期間を終了しております。

当事業年度において社外取締役を選任しておりませんが、これは事業再生計画期間中にあったこと、および改正会社法に基づく監査等委員会への移行を検討していたことなどによるものであります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支給額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	89

（注）1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるシステムリスク管理態勢の外部評価業務についての対価を支払っております。
2. 当社の子会社のうち、アストライ債権回収株式会社につきましては、ひびき監査法人が会計監査人となっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合には、監査役会による協議を経て、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される定時株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる相当の事由が生じた場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしております。

内部統制全般に係る基本的な考え方

アイフルグループは、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的と認識している。

アイフルは、上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等アイフルグループを取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行う。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
- コンプライアンス態勢の整備および法令違反の未然防止を目的として、コンプライアンス部担当執行役員を委員長、社外有識者などを構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、委員会の定期的開催を通じて必要な改善措置・全社的啓蒙策を講じる。コンプライアンス委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
- 各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理態勢等の監査等を行うため、内部監査部門を設置し、監査等の結果について、取締役会および監査役に適宜状況報告を行う体制を整える。
- 法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合は直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。
- 法令・定款違反行為等の通報・相談窓口として各種ホットラインを設置し、社内規程の整備を図ることによって公益通報者保護法に即した通報制度の実効性を確保する。
- 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る文書およびその関連資料（電磁的記録を含む）その他企業機密および個人情報を含む各種情報は、セキュリティおよび管理・保存に係る各種社内規程を定め、機密区分等に応じて取扱者を限定し、定められた保存場所および保存年限に従った管理・保存を行う体制を整える。

・各種情報の管理・保存の適切性を確保するため、取締役および使用人から定期的に機密保持に関する誓約書の提出を受けるとともに、内部監査部門によるモニタリングを定期的に行う体制を整える。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、アイフルグループのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置する。
・リスク管理委員会は、全部門から定期的にリスク情報の報告を受けて常時リスク把握を行い、取締役に状況報告を行うとともに、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・ＩＴ基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会において、中期経営計画および単年度の経営計画を決定し、定期的（月次・四半期・半期・年間）にその進捗状況を確認する。
・取締役会の効率性および適正性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定める。
・執行役員制度を導入し、責任範囲と決裁手続を明確化して取締役の職務の効率性を確保する。
・リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会は、取締役に対し適宜状況報告を行う体制を整える。

⑤　当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・アイフルグループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、アイフルグループ共通の経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針を定め、これを周知徹底する。また、アイフルグループ全体を通して統一的な業務運営を行うため、グループを統括する規程を制定する。
・アイフルグループの役員または管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。
・グループコンプライアンス委員会を設置し、アイフルグループにおいて共通した認識のもと、統一されたコンプライアンス態勢（教育・研修を含む）を整備する。
・当社の内部監査部門は、アイフルグループ各社の要請を受けてアイフルグループ全社の内部監査を定期的に実施する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役の職務を補助すべき専属の機関として監査役室を設置し、その職務執行においては取締役の指揮命令に服さないこととする等、取締役からの独立性確保のための必要な措置を講じることとする。
・監査役の適正な職務の遂行を確保するため、監査役の要請に応じて内部監査部門に補助業務を行わせる体制を整える。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

・監査役と取締役および使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に監査役が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役および使用人が適切に対応できる体制を整える。
・取締役および使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合、直ちに監査役に報告する体制を整える。
・取締役および使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準および内部監査部門の活動状況、その他子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査役に報告する体制を整える。
・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書および報告書等を監査役が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役が会計監査人から会計監査に関する報告および説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
・内部監査部門と監査役との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
・監査役が業務に関する説明または報告を求めた場合、取締役および使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、中長期的な利益成長を通じた株主還元や株主価値の極大化を目指しつつ、安定的な内部留保金を確保し、経営成績に応じた利益還元を継続的に行うことを基本方針としておりました。

しかしながら、利息返還請求による資金負担が未だ重く厳しい状況にあり、当事業年度ならびに次期の配当につきましては、誠に遺憾ではございますが無配とさせて頂きます。

当社グループは、債権者の皆様にご承認頂いた新事業計画を遂行することで、財務体質ならびに収益性の改善を行い、上記基本方針への回帰を図ってまいる所存でございます。

株主の皆様におかれましては、当社グループの事業再生に、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**509,377**	**流動負債**	**222,869**
現金及び預金	52,590	支払手形及び買掛金	10,158
営業貸付金	287,650	支払承諾	111,472
割賦売掛金	84,332	短期借入金	51,460
営業投資有価証券	688	１年内償還予定の社債	25,000
支払承諾見返	111,472	１年内返済予定の長期借入金	7,713
その他営業債権	5,994	未払法人税等	555
買取債権	2,190	賞与引当金	902
繰延税金資産	140	ポイント引当金	3,360
その他	13,084	割賦利益繰延	393
投資損失引当金	△9	その他	11,854
貸倒引当金	△48,757	**固定負債**	**239,978**
固定資産	**50,946**	社債	28,800
有形固定資産	**17,678**	長期借入金	113,982
建物及び構築物	6,853	繰延税金負債	225
機械及び装置	147	利息返還損失引当金	93,405
器具及び備品	1,110	その他	3,566
土地	8,895	**負債合計**	**462,848**
リース資産	539	（純資産の部）	
建設仮勘定	131	**株主資本**	**96,608**
無形固定資産	**2,575**	**資本金**	**143,401**
ソフトウエア	2,472	**資本剰余金**	**164,469**
その他	103	**利益剰余金**	**△208,152**
投資その他の資産	**30,692**	**自己株式**	**△3,110**
投資有価証券	5,534	**その他の包括利益累計額**	**128**
破産更生債権等	33,983	**その他有価証券評価差額金**	**128**
敷金及び保証金	20,291	**新株予約権**	**738**
その他	1,837		
投資損失引当金	△4		
貸倒引当金	△30,950	**純資産合計**	**97,475**
資産合計	**560,323**	**負債純資産合計**	**560,323**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		
営業貸付金利息	43,761	
包括信用購入あっせん収益	13,548	
個別信用購入あっせん収益	128	
信用保証収益	11,381	
その他の金融収益	14	
その他の営業収益	17,516	86,352
営業費用		
金融費用	8,606	
売上原価	1,732	
その他の営業費用	115,575	125,914
営業損失		39,562
営業外収益		
為替差益	2,885	
その他	248	3,133
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	41	
その他	28	70
経常損失		36,498
特別利益		
投資有価証券売却益	325	
債権買取益	320	645
税金等調整前当期純損失		35,853
法人税、住民税及び事業税	584	
法人税等調整額	61	645
当期純損失		36,499

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日　残高	143,324	164,392	△171,652	△3,110	132,953
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	77	77			154
当期純損失（△）			△36,499		△36,499
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	77	77	△36,499	△0	△36,344
平成27年３月31日　残高	143,401	164,469	△208,152	△3,110	96,608

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日　残高	176	176	412	133,541
連結会計年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				154
当期純損失（△）				△36,499
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△47	△47	326	278
連結会計年度中の変動額合計	△47	△47	326	△36,066
平成27年３月31日　残高	128	128	738	97,475

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　4社

・主要な連結子会社の名称　ライフカード株式会社
ビジネクスト株式会社

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称等　すみしんライフカード株式会社
他11社

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、それらの会社12社の合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社12社はいずれも小規模であり、それらの会社12社の合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの　移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ．デリバティブ　　時価法

ハ．買取債権　　個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　　当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、連結子会社は平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	２～62年
機械及び装置	４～17年
器具及び備品	２～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　　当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアにつきましては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産　　自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　　リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　営業貸付金等の債権の貸倒れに備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率等を勘案し必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．投資損失引当金　　市場性のない有価証券に対する損失に備えるため、当該会社等の財政状態及び回収可能性を勘案し、必要額を計上しております。

ハ．賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ニ．ポイント引当金　　カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイント利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

ホ．利息返還損失引当金　将来の利息返還金の発生に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ、最近の返還状況を考慮する等により、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．営業貸付金利息　営業貸付金利息は発生基準により計上しております。なお、「営業貸付金」に係る未収利息につきましては、利息制限法利率又は約定利率のいずれか低い方により計上しております。

ロ．割賦販売に係る収益の計上基準　アドオン方式による顧客手数料及び加盟店手数料につきましては、契約時に一括して「割賦利益繰延」に計上し、請求期到来のつど収益計上しております。残債方式及びリボルビング方式による顧客手数料につきましては、請求期到来のつど収益計上しております。なお、アドオン方式による部門の収益の期間配分方法は７・８分法によっております。

ハ．信用保証収益　残債方式により収益計上しております。

ニ．借入金に対する利息の会計処理　借入金に対する利息につきましては、金融債権に対応する部分を「営業費用」（金融費用）とし、その他のものを「営業外費用」（その他）として処理しております。

ホ．消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、５年間で均等償却しております。

ヘ．連結納税制度の適用　連結納税制度を適用しております。

(5) 追加情報

当社グループの一部借入金契約（シンジケートローン契約）には、一定の純資産維持を定めた財務制限条項が付されております。当連結会計年度末において当該財務制限条項に抵触しましたが、関係金融機関とは事前に協議を行い、当該契約継続について予め合意いただいております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びその対応する債務

① 担保に供している資産

営業貸付金	225,453百万円
割賦売掛金	64,439百万円
その他営業債権	47百万円
建物及び構築物	4,763百万円
機械及び装置	86百万円
土地	8,523百万円
計	303,313百万円

② 対応する債務

短期借入金	51,460百万円
１年内返済予定の長期借入金	6,445百万円
長期借入金	111,250百万円
計	169,155百万円

イ．当連結会計年度末における上記金額は、債権の流動化に係るもの（営業貸付金14,895百万円、短期借入金3,000百万円）を含んでおります。

ロ．営業貸付金及び割賦売掛金の金額の一部につきましては、債権譲渡登記時点の金額であります。

(2) 貸倒引当金（流動資産）には、営業貸付金に優先的に充当されると見込まれる利息返還見積額17,388百万円が含まれております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　22,031百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	481,867千株	1,638千株	―千株	483,506千株

（注）普通株式の発行済株式の総数の増加1,638千株は、新株予約権の行使による増加であります。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、金融事業を主たる事業としており、消費者金融事業、不動産担保金融事業、事業者金融事業、信販事業、信用保証事業、債権管理回収事業などを行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入による間接調達のほか、社債による直接調達によって資金調達を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の個人及び法人に対する営業貸付金及び割賦売掛金であり、いずれも顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。そのほか営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び組合出資金であり、主に事業推進目的で保有しており、これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクを有しております。

金融負債は主に借入金及び社債による資金調達を行っております。これらは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利による資金調達も行っており、これらは金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスクの管理

当社グループは、当社の各種管理規程に従い信用リスクを管理しております。主な金融資産である営業貸付金及び割賦売掛金、支払承諾見返などについては、個別案件ごとに個人信用情報機関のデータと独自の与信システムに基づき与信審査を行い、限度額の変更、保証や担保の設定など与信管理に関する体制を整備し運営しております。また、有価証券の発行体の信用リスクについては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

なお、これらのリスク管理は、各担当部門により評価・分析・対策検討が行われ、適宜、取締役会に報告されております。

ロ．市場リスクの管理

(ⅰ)金利リスク及び為替リスクの管理

当社グループは、取締役会直属機関であるリスク管理委員会にて承認を得て策定した「リスクマネジメントマニュアル」に基づき、金利リスクの管理をしております。これらのリスクに対して、担当部門である財務部から内部統制室に報告され、リスクの評価、対応策の適正性、及び妥当性を検証し、適宜、取締役会に報告されております。

(ⅱ)価格変動リスクの管理

当社グループで保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、担当部門において取引先の市場環境や財務状況などをモニタリング、対策検討が行われ、適宜、取締役会に報告されております。

なお、当社グループでは、トレーディングを目的とした金融商品は保有しておりません。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当社グループは定量的分析を行っておりません。

(金利リスク)

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利の変動により時価が変動する主たる金融商品は、営業貸付金、割賦売掛金、借入金、社債であります。

なお、社債はリスク変数変動による合理的見積りができないこと、事業再生計画期間終了後も、引き続き、金融支援を継続していただいている借入金は、リスク変数変動による合理的見積りができないことにより、リスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合における貸借対照表日の時価の増減額及びこれに関連する情報は開示しておりません。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは下表には含めておりません（(注)２．参照のこと。）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	52,590	52,590	―
(2) 営業貸付金	287,650		
貸倒引当金及び利息返還損失引当金(*1)	△37,011		
	250,639	298,810	48,171
(3) 割賦売掛金	84,332		
割賦利益繰延(*2)	△326		
貸倒引当金(*3)	△4,691		
	79,315	80,919	1,604
(4) 営業投資有価証券及び投資有価証券	1,352	1,352	―
(5) 破産更生債権等	33,983		
貸倒引当金(*3)	△30,820		
	3,163	3,163	―
資産計	387,060	436,836	49,776
(1) 短期借入金	51,460	51,460	―
(2) 社債	53,800	53,800	―
(3) 長期借入金(*4)	68,995	68,975	△19
負債計	174,255	174,235	△19

(*1) 営業貸付金に対する貸倒引当金、利息返還損失引当金のうち営業貸付金に優先的に充当すると見込まれる利息返還見積額を控除しております。

(*2) 割賦売掛金に係る割賦利益繰延（負債勘定）を控除しております。

(*3) 割賦売掛金及び破産更生債権等、それぞれに対応する貸倒引当金を控除しております。

(*4) 長期借入金のうち、事業再生計画期間終了後も、引き続き、金融支援を継続していただいている借入金は除いております。

(注)1.　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

預金は、全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業貸付金

営業貸付金の時価の算定は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額から回収費用見込額を控除した額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 割賦売掛金

割賦売掛金のうち包括信用購入あっせんは、翌月一回払いの取引が大半であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、個別信用購入あっせんの時価は、回収可能性を反映した元本及び手数料の受取見込額から回収費用見込額を控除した額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 営業投資有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式及び債券は取引所の価格によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって算定しております。

負　債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債

時価を算定しているもののうち、１年内に決済される社債の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。その他の社債は、当期に発行されたため、約定利率に信用リスクが反映しており、時価は元利金の合計額を当該社債の残存期間及び約定利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 長期借入金

時価を算定しているもののうち、１年内に決済される借入金の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。その他の借入金の内、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利及び信用リスクを反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
営業投資有価証券及び投資有価証券(*1)	
(1) 非上場株式	3,386
(2) 投資事業有限責任組合等への出資	1,484
長期借入金(*2)	52,700
合計	57,570

これらについては、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(4)営業投資有価証券及び投資有価証券」「負債(3)長期借入金」には含まれておりません。

(*1) 非上場株式等は市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(*2) 事業再生計画期間終了後も、引き続き、金融支援を継続していただいている長期借入金は、将来の返済計画の見積りに対する不確実性等は残存しております。
このように時価を合理的に算定できない状況が継続しているため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	52,590	―	―
営業貸付金	105,838	166,676	15,135
割賦売掛金	81,575	2,757	―
合計	240,003	169,434	15,135

破産更生債権等、償還予定額が見込めない33,983百万円は含めておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定

区分	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）
社債	25,000	―	―	―	―	28,800
ファイナンス・リース債務	119	119	119	119	104	―
長期借入金(*)	7,713	9,638	7,559	6,420	9,590	41,250
合計	32,832	9,757	7,678	6,539	9,694	70,050

(*) 事業再生計画期間終了後も、引き続き、金融支援を継続していただいている借入金は、具体的な返済予定及び返済方法については一部未定となっているため、当連結会計年度末時点で返済予定期日の定めがあったもののみ当該期間に表示しており、返済予定期日の未確定とされる39,525百万円は表示しておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性がないため、記載を省略しております。

6. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　200円　45銭

(2) １株当たり当期純損失金額　75円　74銭

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**340,802**	**流動負債**	**134,004**
現金及び預金	44,681	支払承諾	90,123
営業貸付金	227,797	短期借入金	3,000
割賦売掛金	1,820	１年内償還予定の社債	25,000
支払承諾見返	90,123	１年内返済予定の長期借入金	7,053
その他営業債権	5,440	リース債務	119
前払費用	337	未払金	5,477
未収収益	1,548	未払費用	1,531
その他	7,818	未払法人税等	242
貸倒引当金	△38,765	賞与引当金	876
固定資産	**103,934**	割賦利益繰延	26
有形固定資産	**13,945**	資産除去債務	24
建物	5,255	その他	530
構築物	291	**固定負債**	**237,010**
機械及び装置	23	社債	28,800
器具備品	898	長期借入金	111,747
土地	6,805	関係会社長期借入金	4,000
リース資産	539	リース債務	463
建設仮勘定	131	繰延税金負債	225
無形固定資産	**831**	利息返還損失引当金	89,088
ソフトウエア	806	資産除去債務	1,804
その他	24	その他	881
投資その他の資産	**89,157**	**負債合計**	**371,015**
投資有価証券	1,332	（純資産の部）	
関係会社株式	27,927	**株主資本**	**73,114**
関係会社長期貸付金	54,798	**資本金**	**143,401**
破産更生債権等	33,398	**資本剰余金**	**150,568**
長期前払費用	141	資本準備金	150,310
敷金及び保証金	1,720	その他資本剰余金	258
その他	258	**利益剰余金**	**△217,745**
貸倒引当金	△30,419	利益準備金	1,566
		その他利益剰余金	△219,312
		別途積立金	102,230
		繰越利益剰余金	△321,542
		自己株式	**△3,110**
		評価・換算差額等	**△130**
		その他有価証券評価差額金	**△130**
		新株予約権	**738**
		純資産合計	**73,722**
資産合計	**444,737**	**負債純資産合計**	**444,737**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		
営業貸付金利息	36,150	
その他の金融収益	8	
その他の営業収益	18,763	**54,921**
営業費用		
金融費用	7,275	
その他の営業費用	91,890	**99,166**
営業損失		**44,244**
営業外収益		
貸付金利息	1,891	
業務受託料	262	
その他	181	**2,335**
営業外費用		
投資損失引当金繰入額	489	
その他	102	**591**
経常損失		**42,500**
特別利益		
債権買取益	320	**320**
税引前当期純損失		**42,180**
法人税、住民税及び事業税	△800	
法人税等調整額	54	**△746**
当期純損失		**41,434**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年４月１日　残高	143,324	150,232	258	150,491	1,566	102,230	△280,108	△176,311	△3,110	114,393
事業年度中の変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	77	77		77						154
当期純損失（△）							△41,434	△41,434		△41,434
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	77	77		77			△41,434	△41,434	△0	△41,279
平成27年３月31日　残高	143,401	150,310	258	150,568	1,566	102,230	△321,542	△217,745	△3,110	73,114

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成26年４月１日　残高	1	1	412	114,807
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				154
当期純損失（△）				△41,434
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△132	△132	326	193
事業年度中の変動額合計	△132	△132	326	△41,085
平成27年３月31日　残高	△130	△130	738	73,722

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関係会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの　移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ デリバティブ　時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	２年～50年
機械及び装置	15年
器具備品	２年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアにつきましては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産　自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	営業貸付金等の債権の貸倒れに備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率等を勘案し必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 投資損失引当金	関係会社等への投資に対する損失に備えるため、当該会社等の財政状態及び回収可能性を勘案し、必要額を計上しております。
③ 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
④ 利息返還損失引当金	将来の利息返還金の発生に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ、最近の返還状況を考慮する等により、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 営業貸付金利息	営業貸付金利息は発生基準により計上しております。なお、「営業貸付金」に係る未収利息につきましては、利息制限法利率又は約定利率のいずれか低い方により計上しております。
② 割賦販売に係る収益の計上基準	アドオン方式による顧客手数料及び加盟店手数料につきましては、契約時に一括して「割賦利益繰延」に計上し、請求期到来のつど収益計上しております。残債方式及びリボルビング方式による顧客手数料につきましては、請求期到来のつど収益計上しております。なお、アドオン方式による部門の収益の期間配分方法は７・８分法によっております。
③ 信用保証収益	残債方式により収益計上しております。
④ 借入金に対する利息の会計処理	借入金に対する利息につきましては、金融債権に対応する部分を「営業費用」（金融費用）とし、その他のものを「営業外費用」（その他）として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、５年間で均等償却しております。
② 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

(6) 追加情報

当社の一部借入金契約（シンジケートローン契約）には、一定の純資産維持を定めた財務制限条項が付されております。当事業年度末において当該財務制限条項に抵触しましたが、関係金融機関とは事前に協議を行い、当該契約継続について予め合意いただいております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びその対応する債務

① 担保に供している資産

営業貸付金	181,158百万円
割賦売掛金	325百万円
その他営業債権	47百万円
建物	3,571百万円
土地	6,433百万円
計	191,536百万円

② 対応する債務

短期借入金	3,000百万円
１年内返済予定の長期借入金	5,785百万円
長期借入金	109,015百万円
計	117,800百万円

イ．当事業年度末における上記金額は、債権の流動化に係るもの（営業貸付金14,895百万円、短期借入金3,000百万円）を含んでおります。

ロ．事業再生計画期間終了後も、引き続き、金融支援を継続していただいている借入金に対し、共通担保設定をしている営業貸付金41,088百万円、割賦売掛金174百万円及びその他営業債権47百万円が含まれております。

ハ．上記の資産のうち、営業貸付金395百万円及び割賦売掛金151百万円をライフカード株式会社の借入金の担保として差入れております。

(2) 貸倒引当金（流動資産）には、営業貸付金に優先的に充当されると見込まれる利息返還見積額17,388百万円が含まれております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 11,569百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,336百万円
② 長期金銭債権	54,798百万円
③ 短期金銭債務	216百万円
④ 長期金銭債務	4,010百万円

(5) 取締役、監査役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債務	39百万円
② 長期金銭債務	863百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	3,664百万円
② 営業取引以外の取引高	2,255百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	916千株	0千株	―千株	916千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、利息返還損失引当金の否認、貸倒引当金繰入限度超過額、繰越欠損金等であり、全額評価性引当額を計上しております。また、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ライフカード株式会社	100	信販事業・信用保証事業	直接 100.0	6名	資金援助	資金の貸付(注)1	330,270	関係会社長期貸付金	47,000
							利息の受取(注)1	1,708	—	—
							担保の提供(注)2	45,460	—	—
							担保の受入(注)3	33,664	—	—
							担保提供料の支払(注)3	3	—	—
	ビジネクスト株式会社	100	事業者金融事業	間接 100.0	1名	債務保証	代位弁済の額(注)4	1,636	支払承諾見返	25,607
							保証料の受取(注)4	2,797	支払承諾	25,607
	ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社	10	ベンチャーキャピタル事業	直接 100.0	1名	資金援助	資金の貸付(注)1	6,499	関係会社長期貸付金	5,791
							利息の受取(注)1	128	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 貸付利率は、市場金利及び当社における調達金利等を勘案し合理的に決定しており、貸付条件は、期間１年の極度額方式によっております。また、担保は受け入れておりません。

2. ライフカード株式会社の借入金に対して、当社の営業貸付金及び割賦売掛金を担保提供しており、取引金額は期末時点の債務残高であります。なお、担保提供料の受取は行っておりません。

3. 当社借入金に対して、ライフカード株式会社の営業貸付金・割賦売掛金及び土地・建物等の担保提供を受けており、取引金額は期末時点の債務残高であります。担保提供料については、一般的な取引条件と同様に決定しております。なお、一部の取引に対しては、担保提供料の支払を行っておりません。

4. ビジネクスト株式会社が信託譲渡した事業者ローンに対し当社が保証を行っております。なお、取引条件については、交渉の上決定しております。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　151円　23銭

(2) １株当たり当期純損失金額　85円　98銭

8. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

アイフル株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾　仲　伸　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　淵　貴　史　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アイフル株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイフル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

アイフル株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾　仲　伸　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　淵　貴　史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アイフル株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

平成27年５月15日

アイフル株式会社　監査役会

常勤監査役　　日　高　正　信　㊞

常勤監査役　　小　　林　　稔　㊞

監　査　役　　長　澤　正　範　㊞

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 常勤監査役 日高正信及び監査役 長澤正範は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１.提案の理由

取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

また、周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

さらに、社外取締役等として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第１項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第28条の規定の適用範囲を拡大するものであります。なお、この規定の適用範囲の拡大に関しましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款は、本総会の終結の時をもって、効力を発するものとします。

２.変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第　１　章　総　　則	第　１　章　総　　則
第１条　～　第３条　（記載省略）	第１条　～　第３条　（現行どおり）
（公告の方法）	（公告の方法）
第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。
	②　事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
（新　　設）	（機　関）
（新　　設）	第５条　当会社は、監査等委員会設置会社とし、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

現　行　定　款	変　更　案
第　2　章　株　　式	第　2　章　株　　式
第5条　～　第8条　（記載省略）	第6条　～　第9条　（現行どおり）
（単元未満株式についての権利）	（単元未満株式についての権利）
第9条　（記載省略） （1）　会社法第189条第2項各号に掲げる権利 （2）　会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 （3）　～（4）　（記載省略）	第10条　（現行どおり） （1）　会社法第189条第2項各号に掲げる権利 （2）　会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 （3）　～（4）　（現行どおり）
第10条　（記載省略）	第11条　（現行どおり）
第　3　章　株　主　総　会	第　3　章　株　主　総　会
第11条　～　第16条　（記載省略）	第12条　～　第17条　（現行どおり）
第　4　章　取締役および取締役会	第　4　章　取締役および取締役会
（員　　数） 第17条　当会社の取締役は、11名以内とする。	（員　　数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。 ②　当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
（新　　設）	

現　行　定　款	変　更　案
（選　　任）	（選　　任）
第18条　　取締役は株主総会において選任する。	第19条　　取締役は株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。
②　～　③　　（記載省略）	②　～　③　　（現行どおり）
（任　　期）	（任　　期）
第19条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条　　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	②　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の設置）	
第20条　　当会社は、取締役会を置く。	（削　　除）
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第21条　　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	第21条　　取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
②　　（記載省略）	②　　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第22条　（記載省略）	第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第24条　（記載省略）	第24条　（現行どおり）
（取締役会規定） 第25条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。	（取締役会規程） 第25条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（新　　設）	（重要な業務執行の委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（報　酬　等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（報　酬　等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除）	（取締役の責任免除）
第27条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第　５　章　監査役および監査役会	第　５　章　監査等委員会
（監査役会の設置）	
第28条　当会社は、監査役および監査役会を置くものとする。	（削　　除）
（員　　数）	
第29条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　　除）
（選　　任）	
第30条　監査役は株主総会において選任する。	（削　　除）
②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）

現　行　定　款	変　更　案
（任　　期）	
第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　　除）
②　補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	（削　　除）
（常勤監査役）	
第32条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。	（削　　除）
（監査役会）	（監査等委員会の招集通知）
第33条　監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	第29条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会規定）	（監査等委員会規程）
第34条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。	第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（報　酬　等）	
第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（削　　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　　除） （削　　除）
第　6　章　会計監査人	第　6　章　会計監査人
（会計監査人の設置） 第37条　当会社は、会計監査人を置くものとする。	（削　　除）
（会計監査人の責任限定契約） 第38条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（会計監査人の責任限定契約） 第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第　7　章　計　　算	第　7　章　計　　算
第39条　　（記載省略）	第32条　　（現行どおり）
（剰余金配当等の決定機関） 第40条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。	（剰余金配当等の決定機関） 第33条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
第41条　～　第42条　　（記載省略）	第34条　～　第35条　　（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、現在の取締役（６名）は全員任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を発するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	ふくだよしたか 福田吉孝 （昭和22年10月14日生）	昭和42年４月　松原産業設立 昭和51年２月　株式会社大朝代表取締役社長 昭和57年５月　合併により当社代表取締役社長 平成19年４月　当社代表取締役社長リスク管理委員会委員長 平成19年６月　当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長 平成23年６月　ライフカード株式会社代表取締役会長（現任） 平成26年４月　当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部担当（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ・ライフカード株式会社　代表取締役会長	3,207,894株
2	さとうまさゆき 佐藤正之 （昭和32年９月９日生）	平成８年２月　当社経営企画部長 平成11年４月　当社営業本部副本部長兼推進部長 平成11年６月　当社取締役営業本部副本部長兼推進部長 平成12年４月　当社取締役営業本部副本部長兼信販事業部担当 平成12年10月　当社取締役信販事業部担当 平成13年４月　当社取締役 平成17年４月　当社取締役マーケティング部担当 平成18年４月　当社取締役 平成20年４月　当社取締役執行役員事業開発部担当 平成20年６月　当社取締役常務執行役員事業開発部担当 平成22年４月　当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼人事部担当 平成23年４月　当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼人事部担当兼人事部長 平成23年６月　当社取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当兼人事部長 平成23年７月　当社取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当 平成25年４月　ビジネクスト株式会社　代表取締役社長 平成26年６月　当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当（現任）	140,910株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	わくたのぶゆき 涌田暢之 （昭和27年８月14日生）	昭和50年４月　住友信託銀行株式会社(現　三井住友信託銀行株式会社)入社 平成９年６月　同社奈良西大寺支店長 平成11年４月　同社松山支店長 平成13年２月　同社東京営業第二部長 平成15年６月　同社本店営業第一部長 平成16年６月　同社執行役員本店営業第一部長 平成18年４月　当社顧問 平成18年６月　当社常務取締役経営企画本部長兼ＩＴ企画部担当 平成19年４月　当社常務取締役経営企画本部長 平成19年６月　当社取締役常務執行役員経営企画本部長 平成20年11月　当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長 平成21年６月　当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長兼法人管理部管掌 平成22年１月　当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼法人管理部管掌 平成22年４月　当社取締役常務執行役員経理部兼総務部担当兼情報システム本部管掌 平成23年12月　当社取締役常務執行役員情報システム本部長兼経理部兼総務部担当 平成24年６月　当社取締役常務執行役員情報システム本部長兼経理部兼総務部兼審査部担当 平成24年７月　当社取締役常務執行役員経理部兼総務部兼コンプライアンス部兼審査部兼情報システム部担当 平成25年４月　当社取締役常務執行役員経理本部長兼総務部兼コンプライアンス部兼審査部兼情報システム部担当 平成26年４月　当社取締役常務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経理本部長兼コンプライアンス部兼審査部兼情報システム部担当兼総務部管掌 平成27年４月　当社取締役常務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経理本部長兼コンプライアンス部兼情報システム部担当兼総務部兼与信総括部管掌（現任）	112,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	おいしかずみつ 尾石和光 （昭和30年９月９日生）	平成８年４月　当社審査部長 平成10年４月　当社営業本部近畿支社長 平成12年10月　当社人事本部人事部付部長 平成13年６月　当社取締役 平成17年４月　当社取締役営業本部長 平成19年６月　当社執行役員営業本部長 平成21年６月　当社執行役員営業本部長兼営業本部支配人 平成23年６月　当社常務執行役員営業本部長兼営業本部支配人 平成24年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長兼営業本部支配人 平成27年４月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼保証事業１部兼保証事業２部担当兼管理本部支配人（現任） 平成27年４月　アストライ債権回収株式会社　代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ・アストライ債権回収株式会社　代表取締役社長	99,250株
5	なかがわつぐお 中川次夫 （昭和33年１月15日生）	平成８年２月　当社広報部長 平成10年10月　当社東日本支社長 平成14年10月　当社管理部長 平成17年４月　当社審査部長 平成18年４月　当社人事本部人事部付部長 平成18年６月　当社取締役検査部兼審査部担当 平成19年４月　当社取締役管理本部長 平成19年６月　当社執行役員管理本部長 平成21年６月　当社執行役員管理本部長兼管理本部支配人 平成23年６月　当社常務執行役員管理本部長兼管理本部支配人 平成24年６月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼管理本部支配人 平成26年４月　アストライ債権回収株式会社代表取締役社長 平成27年４月　当社取締役常務執行役員営業本部長兼営業本部支配人（現任）	111,200株
6	ふくだみつひで 福田光秀 （昭和55年６月16日生）	平成15年４月　大和証券株式会社　入社 平成21年４月　株式会社ＯＧＩキャピタル・パートナーズ　入社 平成23年６月　当社執行役員法人管理部担当 平成24年６月　当社取締役執行役員法人管理部担当 平成26年４月　当社取締役執行役員 平成26年４月　ビジネクスト株式会社代表取締役社長（現任） 平成26年６月　当社取締役常務執行役員（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ・ビジネクスト株式会社　代表取締役社長	62,155,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	※ たなかよしあき 田中善明 （昭和34年９月19日生）	昭和58年４月　住友信託銀行株式会社（現　三井住友信託銀行株式会社）入社 平成18年９月　同社東京営業第六部長 平成19年６月　同社札幌支店長 平成21年５月　同社東京営業第五部長 平成24年４月　同社本店営業第六部長 平成27年４月　当社執行役員経営企画部担当兼経営企画部長（現任）	0株
8	※ うえむらひろし 植村浩至 （昭和36年５月16日生）	昭和60年４月　株式会社日本債券信用銀行（現　株式会社あおぞら銀行）入行 平成17年９月　同行事業法人営業第一部営業第十一グループシニアリレーションマネージャー兼事業法人営業第一部札幌支店営業第一課シニアリレーションマネージャー 平成19年10月　同行事業法人営業第一部営業第十一グループシニアリレーションマネージャー 平成21年４月　同行融資部担当部長 平成22年８月　同行融資部長 平成27年４月　当社執行役員財務部担当（現任）	0株

（注）1.　候補者福田吉孝氏は、ライフカード株式会社の代表取締役会長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
2.　候補者尾石和光氏は、アストライ債権回収株式会社の代表取締役社長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
3.　候補者福田光秀氏は、ビジネクスト株式会社の代表取締役社長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
4.　他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5.　※は新任の取締役候補者であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第１号議案の効力発生を条件として、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	※ ひだかまさのぶ 日高正信 （昭和21年１月17日生）	昭和44年７月　大蔵省入省 平成６年７月　広島国税局長 平成７年５月　国税庁長官官房国税審議官 平成８年７月　税務大学校長 平成９年７月　日本国有鉄道精算事業団理事 平成10年10月　環境事業団理事 平成14年６月　当社監査役（現任） 平成25年10月　アストライ債権回収株式会社監査役（現任） 平成26年４月　ライフカード株式会社監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ・アストライ債権回収株式会社　監査役 ・ライフカード株式会社　監査役	12,500株
2	※ こばやしみのる 小林稔 （昭和28年２月１日生）	平成８年２月　当社総務部長 平成11年４月　当社法務部長 平成12年４月　当社推進部長 平成13年４月　当社営業本部副本部長兼推進部長 平成15年10月　当社カード営業部統括部長兼営業企画部長 平成17年４月　当社調査室長 平成18年４月　当社業務部長 平成19年６月　当社執行役員業務部担当兼業務部長 平成22年１月　当社執行役員 平成22年４月　当社顧問 平成24年６月　当社監査役（現任） 平成24年６月　ライフカード株式会社監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ・ライフカード株式会社　監査役	21,000株
3	※ すずきはるいち 鈴木治一 （昭和43年１月15日生）	平成９年４月　植松繁一法律事務所（現　植松・鈴木法律事務所）入所 平成11年９月　立命館大学大学院法学研究科講師 平成20年１月　植松・鈴木法律事務所所長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 植松・鈴木法律事務所所長	0株

（注）1.　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　候補者日高正信氏および鈴木治一氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は日高正信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、

同取引所に届け出ております。また、鈴木治一氏につきましても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

3. 監査等委員である社外取締役に関する特記事項は以下のとおりであります。

（１）候補者選任の理由および監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

候補者日高正信氏は、国税庁で税務に関する職務に携わった経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査等委員である社外取締役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。

候補者鈴木治一氏は、弁護士としての幅広い見識と豊富な経験を活かし、公正中立な立場からの助言が望めるため、当社の監査等委員である社外取締役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。

（２）候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数

候補者日高正信氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。

4. 本総会において候補者の選任が承認された場合、当社定款第28条第２項に基づき、当社は候補者鈴木治一氏との間で、会社法第423条第１項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

5. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を発するものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いまだ　さとる 今　田　達 （昭和17年７月26日生）	昭和41年４月　株式会社図書印刷同朋舎入社 昭和45年４月　同社常務取締役 昭和47年７月　株式会社京都エデイター設立代表取締役社長 昭和48年４月　株式会社図書印刷同朋舎代表取締役 平成15年８月　株式会社同朋舎メディアプラン取締役 平成22年５月　株式会社エディターシップ代表取締役 平成23年２月　株式会社同朋舎メディアプラン代表取締役 平成26年５月　一般社団法人仏教検定協会専務理事事務局長（現任）	0株

（注）1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　候補者は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3.　補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由について
候補者は、監査等委員である取締役に就任した場合、長年にわたり会社経営を行うことを通じて培ってこられた豊富な経験と見識を活かし、当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して、選任をお願いするものであります。
4.　候補者が監査等委員である取締役に就任された場合、当社定款第28条第２項に基づき、当社は候補者との間で、会社法第423条第１項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬は、平成19年６月27日開催の第30回定時株主総会において年額500百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額500百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は６名でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を発するものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額80百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を発するものとします。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(2)議決権の行使期限は、平成27年６月22日（月曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
(3)書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
(2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。
(1)パソコン用サイトによる場合
ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
イ．次のアプリケーションをインストールしていること。
(a)．ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
(b)．PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader® または、 Ver.6.0 以降の Adobe® Reader®
※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2)携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。

①iモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行部ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］ 0120(652)031（受付時間 9:00～21:00）

(2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ァ．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］ 0120(782)031 （受付時間 9:00～17:00土日休日を除く）

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

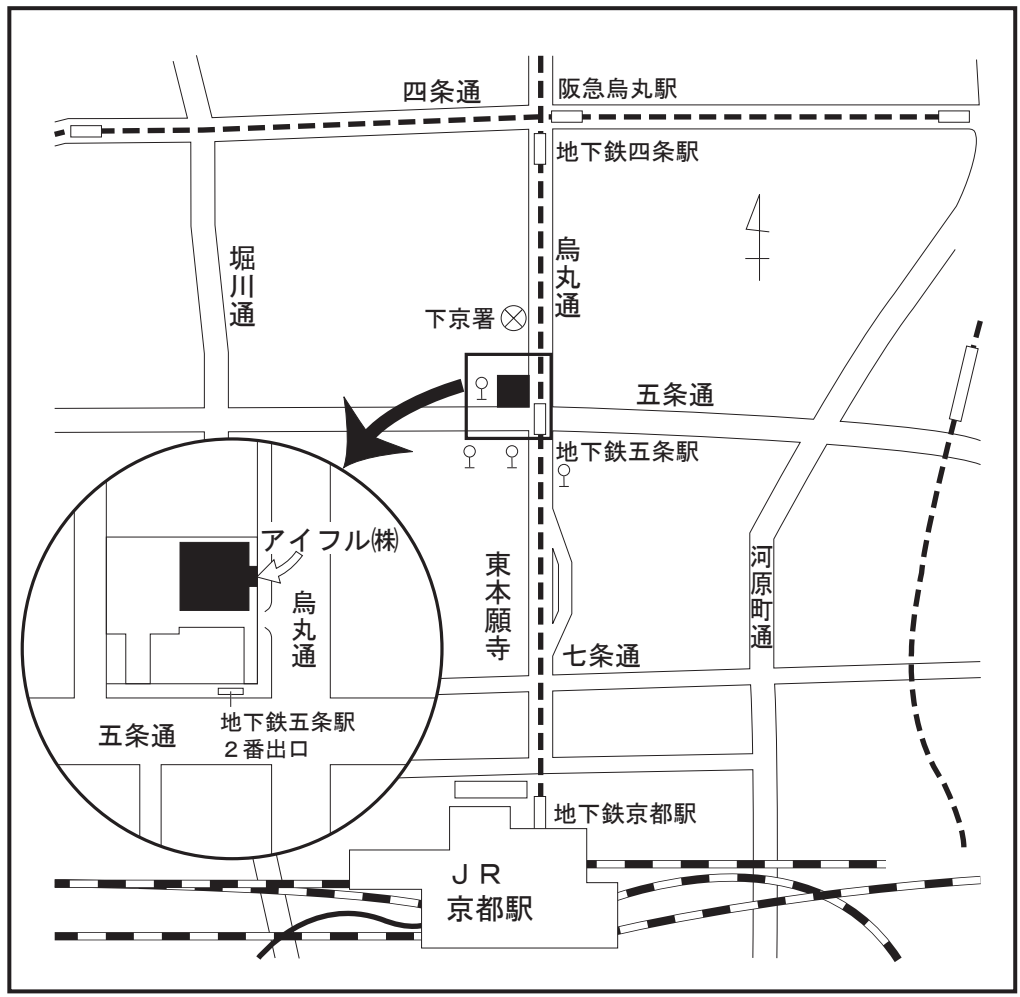

交 通
- ＪＲ京都駅より、地下鉄烏丸線「京都」→「五条」約２分
- 阪急烏丸駅より、地下鉄烏丸線「四条」→「五条」約１分
- 地下鉄烏丸線「五条」２番出口より徒歩約１分
  バス「烏丸五条」より徒歩約１分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。